

(審査案件第76号)

答 申

第 1 審査会の結論

長野県教育委員会が行った「教員採用・昇任人事に関する調査票」の一部公開決定は妥当ではなく、非公開とした部分のうち「Q4の回答」部分を公開すべきである。

第 2 異議申立ての経過

- 1 平成20年（2008年）8月8日、異議申立人は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「本件条例」という。）に基づき、「2008年7月22日から8月6日まで長野県教育委員会が行った『教員採用・昇任人事に関する調査』に関する文書、調査結果（記録）のすべて」について公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成20年8月18日、長野県教育委員会（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求に対し、別表「公文書の名称」欄記載の公文書を対象文書として特定し、同表「公開しない部分」欄記載の部分と、同表「公開しない理由」欄記載の理由で非公開とする公文書一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 平成20年9月22日、異議申立人は、本件決定のうち、「教員採用・昇任人事に関する調査票」（以下「本件公文書」という。）の「調査対象者の職・氏名」と「Q4の回答」の公開を求める旨の異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が「異議申立書」、「実施機関の理由説明書に対する意見書」及び意見陳述において行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 「調査対象者の職・氏名」は、当該個人が公務員であり、当該情報がその職務の遂行に係る情報であることから、本件条例第7条第2号ただし書ウに基づき公開されなければならない。当該公務員の氏名に係る部分を公開することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれはない。
- 2 本件実施機関は、「調査対象者の職・氏名」を公開しない理由として「正確な事実の把握と不当な行為の発見を困難にするおそれがある」とするが、「教員採用・昇任人事に関する調査」は既に終了しているので、非公開部分の情報を公開しても、正確な事実の把握を困難にするおそれはない。
- 3 本件実施機関は、「調査対象者の職・氏名」を公開しない理由として「調査に当たっては、教員採用・昇任人事に関する金品等の授受の有無などについての事実確認を優先するため、個々の調査結果については公表しないことを調査対象者に予め伝えたくて実施した」とするが、「個々の調査結果について公表しない」と決めたのは本件実施機関の独断であり、県民の知る権利が優先される。
- 4 本件実施機関は、「Q4の回答」を公開しない理由として、「個人の内心に関する内容であり、個人情報に当たるため」とするが、Q4は「(不正行為防止対策)教員採用選考、校長・教頭の昇任人事に関して、改善すべきことがありますか。どのような改善策をすべきか、お考えをお聞かせください。」という質問であり、この回答がなぜ「個人の内心に関する内容」で「個人情報」に当たるのか理解できない。
- 5 本件実施機関は8月7日の定例会資料「議第2号 教員採用・昇任人事に関する調査結果」の中で、「Q4の回答」の主なものを7点記している。ここで公表しながら、なぜ「教員採用・昇任人事に関する調査票」の「Q4の回答」を非公開とするのか理由が分からない。
- 6 本件実施機関は、「Q4の回答」は『調査対象者の職・氏名』と一緒に公表することで個人の権利利益を害するおそれは著しく増大する」と記すが、仮に「調査対象者の職・氏名」を公表しなくても、「Q4の回答」は公表できる。
- 7 本件実施機関は県教育行政に対する信頼の維持・確保を第一義とし、県民の県教育行政に対する信頼の維持・確保のために、本件決定を再検討し、異議申立人の求めに応じて該当文書を公開してほしい。
- 8 「教員採用・昇任人事に関する調査」は事実解明が不十分であり、改善策を講じるための資料として不足している。教員採用選考と昇任人事の透明化をはかり、

二度と不正が行われないようにするには、徹底的な事実解明が必要である。

- 9 本件実施機関は、「公職にある者等からの働き掛け」について、過去6年間の件数がゼロとなっているが、「教員採用・昇任人事に関する調査」により働き掛けがあったことがわかり、制度運用の曖昧さが明らかになった。現実に即した情報公開となるよう制度の運用を改善してほしい。
- 10 情報公開が進むことにより、県民の県政に対する関心が高まり、県民参加が促され、より良い長野県政になる。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が理由説明書及び意見陳述で行った主な主張は以下のとおりである。

- 1 「調査対象者の職・氏名」は、個人情報である。
- 2 調査結果により、調査対象者に不利益をもたらす可能性が考えられることから、「調査対象者の職・氏名」の非公開を条件にしなければ、教員採用・昇任人事に関する金品等の授受の有無の実態などについて、正確な事実の把握と不当な行為の発見が困難になるおそれがあった。
- 3 調査実施後に「調査対象者の職・氏名」を公開する場合、個々の結果を公表しないという言質を反故にすることから、行政に対する信頼が損なわれ、将来にわたって調査対象者にリスクが伴う事務全般について正確な事実の把握と不当な行為の発見を困難にするおそれが広く行政全般に波及することが予想される。
- 4 「Q4の回答」は、調査対象者の体験や思想信条などに基づく生のままの個人の考えであり、個人の人格と密接に関連するものであることから、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある。
- 5 現在教育委員会事務局に在職する職員はともかく、他部局へ異動している職員や退職をした職員にとっては、「Q4の回答」は調査時点における考え方やアイデアであり、職務遂行上の情報ではない。したがって、個人情報の域を出ておらず、「Q4の回答」部分と、「調査対象者の職・氏名」は公開できない。
- 6 その他の異議申立人の主張は、本件決定と関係ないものである。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

本件条例は、その第1条に定められているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。本件条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。

一方、本件条例第3条では、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならないと定めており、同条例第7条第2号で個人に関する情報についての非公開規定が設けられている。

当審査会は、これらの理念を尊重し判断するものである。

2 本件公文書について

本件公文書は、他県での不祥事を契機として、教員採用・昇任人事の実態把握を目的として本件実施機関が行った調査（以下「本件調査」という。）で用いた「教員採用・昇任人事に関する調査票」という名称の、調査対象者の職・氏名、調査日、Q1（金品等の授受の有無） Q2（外部からの働き掛けの有無）

Q3（採用選考合否結果の事前連絡の有無） Q4（不正行為防止対策）の項目からなる調査票であり、本件実施機関の職員が電話等により調査対象者から聞き取った内容を記載した文書である。調査対象者は平成10年4月1日以降に本件実施機関に在職した者のうち、教育長、教育次長経験者及び教員採用・昇任人事事務に携わっていた職員191名である。本件公文書は、調査対象者1名ごとに作成されており、連絡が取れない1名を除く190名分の190枚で構成されている。本件決定では、「調査対象者の職・氏名」及び「Q4の回答」欄が非公開となっている。なお、当審査会で本件公文書を確認したところ、調査対象者の職については、在職当時の職が記載されており、「Q4の回答」欄には、「教員採用選考、校長・教頭の昇任人事に関して、改善すべきことがありますか。どのような改善策をすべきか、お考えをお聞かせください。」という調査項目に対する回答の記載があった。

また、本件実施機関は平成20年7月24日及び8月7日に本件調査の調査結果の概要を公表しており、その中で「Q4の回答」については、主な回答内容が数件記載されている。

3 本件公文書の本件条例第7条第2号該当性について

本件実施機関は、本件公文書の「調査対象者の職・氏名」及び「Q4の回答」

について、個人情報であることを理由に非公開としているので、その妥当性について以下検討する。

本件条例第7条第2号について

本件条例第7条第2号では、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは非公開とする旨を規定している。しかし、ただし書ウで、「当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務に関する情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」(以下、「公務員の職務遂行情報」という。)については公開するよう規定している。公務員についても、本件条例第3条で規定するように、個人としての権利利益を十分保護する必要がある一方、県の諸活動を説明する責務を全うする観点から、公務遂行の主体である公務員の職務活動の過程又は結果が記録されている情報を公開する意義は大きい。ため、どのような地位・立場にある特定の者(職及び氏名)が、どのように職務を遂行しているか(職務遂行の内容)については、ただし書ウの規定により公開するものである。

一般に、公務員の職務遂行情報とは、公務員が行政機関その他の国の機関又は地方公共団体の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為がこれに含まれる。

また、「公務員」には、「公務員であった者」が当然に含まれるものではないが、公務員であった当時の情報については、本件条例第7条第2号ただし書ウの規定が適用されるものである。

「Q4の回答」について

「Q4の回答」は教員採用選考等に関する改善策について、調査対象者の考えを聞いたものであることから、特定の個人に関する情報であることは明らかである。また、「Q4の回答」欄には「なし」と記載されているもの、又は空欄のものも見受けられるが、「Q4の回答」が個人に関する情報であることから、意見がない場合や回答がなかった場合であっても、その「意見がない」又は「回答しなかった」という情報が、個人に関する情報であると解するべきである。

一般に、公務員が職務として会議等に出席し、そこで意見を述べた場合には、その意見は当該公務員の職務遂行情報に当たると解される。しかしながら、本件実施機関の説明によると、本件調査は事前に調査対象者に対し調査項目を知らせることなく、1人あたり5分から10分程度で電話等により聞き取る方法で実施されており、「Q4の回答」は、調査担当者がその発言を書き取ったものである。また、Q1ないしQ3の調査項目が、事実の有無の確認であることに対

し、Q4については、個人の意見を聞いたものである。したがって、調査方法や調査項目等を勘案すると、調査対象となった者が、調査項目である「不正行為防止対策」(改善策)についてじっくり考えた上で発言したものであるかどうかは疑問があり、また、書き取った内容を回答した本人に一字一句確認し、その表現等について了解を得たものでもないという本件実施機関の説明も考慮すると、「Q4の回答」は、職務として会議等に出席して発言するような「職務の改善策」についての意見と同様とは言い切れないものである。すなわち、「Q4の回答」は、職務に関連する調査項目に対する回答ではあるが、「公務員の職務遂行情報」とまでは言い難いものであると認められる。

なお、調査対象者の中には既に退職した者も含め、本件調査時点において教員採用選考等に関する職務を行っていない者も多い。そのような者が本件調査時点において述べた改善策については、過去にその業務に携わっていたとはいえ、一般の県民が県政に対し意見を述べていることと同様に、個人の体験等に基づく個人的な意見であり、「公務員の職務遂行情報」と解釈することはできないことは明らかである。

したがって、「Q4の回答」は、本件条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって、同号ただし書ウに規定する「公務員の職務遂行情報」には当たらないと認められる。

「調査対象者の職・氏名」について

「調査対象者の職・氏名」については、特定の個人に関する情報であるが、本件条例第7条第2号ただし書ウの規定により、本件公文書の情報がその職務の遂行に係る情報のみである場合は、公開とすべき情報となる。

しかしながら、上記で検討したとおり、「Q4の回答」は公務員の職務遂行情報とは認められない個人に関する情報であることから、個人情報である「Q4の回答」をした者を特定することとなる「調査対象者の職・氏名」は、本件条例第7条第2号ただし書ウで規定する公務員の職務遂行情報とは認められない。

4 本件条例第8条第2項の適用について

異議申立人は、「『調査対象者の職・氏名』を公表しなくても、『Q4の回答』は公表できる」と主張するので、以下検討する。

本件条例第8条第2項では、特定の個人を識別することができる情報が記録された公文書であっても、当該情報のうち氏名その他の特定の個人を識別することができる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同条例第7条第2号の情報に含まれない旨、規定している。

「Q4の回答」について、本件実施機関は「調査対象者の体験や思想信条など

に基づく生のままの個人の考えであり、個人の人格と密接に関連することから、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある」と主張する。しかしながら、本件実施機関は本件調査の結果概要の公表において、「Q4の回答」のうち主なものを例示として記載している。このことは、本件実施機関の「公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある」という主張と矛盾するものである。さらに、当審査会で本件公文書を確認したところ、「Q4の回答」は確かに個人の内心により発露した内容ではあるが、個人識別性を排除して公開したとしても、個人の権利利益を侵害するとまでは言えない情報であると認められる。また、「Q4の回答」欄には個人識別性を含む情報の記載は認められなかった。

そこで、「調査対象者の職・氏名」について個人識別性の有無を検討すると、「調査対象者の氏名」については、当然個人識別性を持つものであり、「調査対象者の職名」についても、本件決定において本件調査の「調査対象者リスト」が公開されていること、職名によっては該当者が1名しかいないこと、などを考慮すると、個人識別性がある情報と認めざるを得ない。

したがって、本件公文書は個人を識別することができる情報である「調査対象者の職・氏名」を除いて公開しても、本件条例第7条第2号で規定する非公開とすべき個人情報を公開することとはならないと解することが相当である。

5 本件公文書のうち、死亡した者の調査票について

当審査会で確認したところ、本件公文書の中に、「調査対象者の職・氏名」欄を非公開とし、その下に記載された「死亡」という情報を公開した文書があった。この場合、死亡したことは個人に関する情報であるので、「調査対象者の職・氏名」は本件条例第7条第2号で規定する非公開とすべき個人情報であることは当然のことである。

6 本件公文書の本件条例第7条第6号該当性について

本件実施機関は、「調査対象者の職・氏名」については、本件条例第7条第6号アにも該当すると主張しているが、上記3ないし5で検討したとおり「調査対象者の職・氏名」については、同条第2号で規定する非公開とすべき個人情報であると認められるため、同条第6号に該当するか否かの検討は行わない。

7 その他の異議申立人の主張について

異議申立人のその他の主張は、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

8 結論

以上のとおりであるから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査経過

平成20年（2008年）	10月7日	諮問
	10月15日	審議
平成21年（2009年）	4月21日	「公文書一部公開決定に係る理由説明書」受領
	6月5日	「実施機関の理由説明書に対する意見書」受領
	6月22日	審議
	8月5日	異議申立人からの意見聴取及び審議
	9月16日	本件実施機関からの意見聴取及び審議
	10月28日	審議終結

(別表)

公文書の名称	公開しない部分	公開しない理由
プレスリリース(平成20年7月24日)教員採用等に関する調査対象者について	なし	-
教員採用・昇任人事に関する調査結果(平成20年7月24日現在)	なし	-
教員採用・昇任人事に関する調査結果(平成20年8月7日現在)	なし	-
教員採用・昇任人事に関する調査票	調査対象者の職・氏名	長野県情報公開条例第7条第2号及び第6号ア該当 個人情報であることに加えて、調査に当たっては、教員採用・昇任人事に関する金品等の授受の有無などについての事実確認を優先するため、個々の調査結果については公表しないことを調査対象者に予め伝えたくて実施した。 調査結果と併せて職・氏名を公開することは、行政と調査対象者との信頼関係を損ね正確な事実の把握と不当な行為の発見を困難にするおそれがあり、将来における同種の事務の適正な遂行に支障が生ずるため。
	Q4の回答	長野県情報公開条例第7条第2号該当 個人の内心に関する内容であり、個人情報に当たるため。
教員採用試験のあり方に関する点検 調査対象者リスト	現在の役職名等、現在の連絡先、備考	長野県情報公開条例第7条第2号該当 個人の身分、地位、私生活に関する内容であり、個人情報に当たるため。